

であり、換言すれば、もっと一部一部、焦点を絞って深く掘り下げ、一般市民に自分達の問題として、問い質す必要性があったのではないかとも思える。例えば発言の少ない住宅困窮者、行政集会に不参加にならざるを得ないほど諦め切った人々を対象に、その貧しさの由来を、労働条件から、あるいはエンゲル係数から、また社会保障の不備から分析する等の方法により、底辺の階層を生み出さざるを得ない社会科学的な根拠を示唆してもよかったのではないか。

しかし、白書としてこれまでに見られた多くのものは、客観的な内容一本であったが、この白書は行政に対する卒直な市民の声あり、また埋もれそうな弱い立場の人々への考慮もなされ、私にとって、今まで見つけた「〇〇白書」という概念を改めざるを得ないほど、心あたかな、血の通った流れのほりにいる印象を受けた。

この白書にあるように、住民集会等により、地域の中で、人々が連帯感を持ち、地域組織活動を通して理解の場を持ち、間接的にでもよい、市政への参加をすることにより、問題解決への方向でも見い出されるとするならば、『外套』の主人公のように、例え外套を奪われようとも、私たち住民は、魂まで奪われることなく、諦観主義からさえ逃れられるのではないだろうか。

〈衛生局保健課成人衛生係
医療ケースワーカー 田口三枝子〉

福祉・福祉というけれど

本書は3部から構成されているが、第1部は役所がつくる白書ではなく、市民が自らつくる白書をめざして、市民が自分たちの生活と気持ちを自分たちの言葉でつづった「私の横浜」を集録している。その内容は、それぞれのなまの生活体験から

の発言で、どれもみな耳を傾けるべきものであり、読んで楽しいものでもあった。しかし、編集者自身が第2部の中でとりあげているように、もう一つの「私の横浜」が別に存在している。すなわちこのような企画に応募する市民は、やはり、一部の人を除き、比較的「ゆとりのある人たち」であり、これに応募しない人たちの中にこそ、生活の不安や悩みを多くもって困っている人たちが多く、また横のつながりをもたず、役所に対してもあきらめの感情が先にたってしまう人たちであることを考えると、横浜市民の生活白書をめざす以上は、この部分を拾い上げる努力をもっとすべきであった。次回の白書発行までの課題だと思う。その点、市民の暮らしと気持ち、市民の役所への距離などから市民の多層性を分析し、また市民の行政・政治への要望が潜在的にも顕在的にも福祉の問題に大きく傾斜してきていることをとりあげている第2部の「横浜の私たち」—市民生活の不安と自治体の課題—は、多くの考えさせる問題を提供しており興味深い。そこでそのうちのいくつかを紹介してみたい。

まず「福祉」ということばをとりあげ、市民が望んでいる「福祉対策」には、従来の貧困者対策としての社会福祉の面と、生活にやや安定感のある人たちだが、この異常なインフレのもとで、自らの生活基盤のもろさに改めて気づき、その危機感から老後や病気などの〈福祉対策〉を要望している面とがあることから、それらを合わせて市民福祉という概念で福祉を理解している。一方、住宅難世帯が多い低所得層では、身の回りの環境問題も切実であるはずだが、それよりも、より直接的な生活上の悩みや不安への対策が優先的に要望されている。そして、これらの人達は、役所にあまり要求も発言もしない、いわば行政からいちばん遠い距離にいる沈黙層であると分析している。これら2つのことを合わせ考えるとき、世間では

「福祉」「福祉」と叫ばれているけれども、狭義の社会福祉の問題がおろそかになる心配はないだろうか。つまり、社会福祉の問題は、本書も引用している横浜市総合福祉行政調査研究委員会の報告にもあるように「社会において常に少数者の問題であり、自ら訴える力を持たない場合が多い。圧力と結びつかず、顕在化・多数化しえない問題である。マイノリティ『少数者』であるが故に行政施策の重要性があることも理解されなければならない。」問題であり、この点をふまえた上で一般の市民福祉の問題にまで発展させるべきであるが、この前提を飛び越して、多数者の論理で少数者を押しつぶしてしまう風潮が現代の社会にはないだろうか。

次に、福祉問題を考えるときに、まず考えなければならないのは、対象になっている児童、障害者老人等のために、何をなすべきかではないだろうか。ともすると、この基本的問題をおきざりにして、その対象者の周囲にいる介護者、地域の人々ないしは行政側の事情がまず考えられていないだろうか。本書では、2人の身障害児を持つ母親が看護に疲れはてて、2歳になる長女を殺した事件を契機として起きた母親に対する減刑嘆願問題や「家庭で介護に疲れた家族は、老人を施設に送り込むとホッとすが、送りこまれた老人は決してホッとしない」というある老人ホームの寮長の発言を引用している。この種の問題は、市民の要望が非常に強い保育所問題にもあてはまる部分があるのではないだろうか。

そして第3部においては、「横浜の10年」と題して、図表を中心に市政を紹介し、都市づくりや市民福祉など10年の実績を説明している。

総括的にみてこの白書は、数多くの資料を分析して、市民の多層性を浮き彫りにした点において、従来にない貴重な資料といえるだろう。

〈民生局児童福祉部総務課経理係長 本多常高〉

もっと現場の声を

現場で働く者として、第1部の発言の中に福祉行政に直接かかわる者として痛みを感じることが、二、三ありました。何故ならば、常日頃私達自身も感じ、解決の必要性を強く意識しているからです。

例えば、現在〈2月〉、福祉事務所では、保育園の入園児決定の多忙期ですが、定員105名の保育園で、入園希望者が220名とまさに大学入試なみの競争。私達福祉事務所職員にとって、年間を通して最も苦痛な時期の一つです。それは、どうしても保育園に入れない子どもがたくさん出てしまうからです。

児童福祉法には、確か「市町村長は、保護者の労働または疾病などの事由により、その監護すべき乳児、幼児または……児童の保育に欠けるところがあると認めるときは、それらの児童を保育所に入所させて、保育しなければならない」〈児童福祉法第24条本文〉と規定されています。けれども現実には、入園措置が決定し、落ちた子どものお母さん方からの訴え、苦情、泣き顔等をみる時、私達は、言葉に表わせないほどの気持ちにさせられます。勿論私達は、図式的には、「国が自治体に超過負担を強いて保育園をつくらせている状況があり、自治体も思うように数多くつukれないのが現実で、年ごとにふやしている保育園の数だけではとてもたりないのです……」といい逃れることはできません。

白書の中にもあったように、「発言」の項で、田代昌史氏が「行政が矛盾を矛盾のままに引き継いでいく姿はむしろ当然の姿としてとらえられてしまう。これは大きな落とし穴だぞと思うようになった。すなわち行政側は市民に対して大変もっともらしい言い分〈総論〉と、しかし現実的には大変むずかしい条件がございましてという言い分